



滋 広 政 第 175 号
令和5年(2023年)7月7日

淡海の川づくり検討委員会
(滋賀県河川整備計画検討委員会)
委員長 里深 好文 様

滋賀県知事 三日月 大造



「淀川水系東近江圏域河川整備計画（変更原案）」について（諮問）

滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）第2条の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

諮問事項

- ・淀川水系東近江圏域河川整備計画（変更原案）

令和5年(2023年)8月17日

滋賀県知事 三日月 大造 様

淡海の川づくり検討委員会
(滋賀県河川整備計画検討委員会)
委員長 里深 好文

淀川水系東近江圏域河川整備計画(変更原案)について(答申)

令和5年7月7日付け滋広政第175号で諮問のあった標記について、別紙のとおり
答申します。

「淀川水系東近江圏域河川整備計画（変更原案）」に関する答申

淀川水系東近江圏域河川整備計画（変更原案）について、下記の項目に留意の上、必要な手続きを進められたい。

記

1. 鉄道橋などの主要横断工作物について、期間内に整備できるよう、適切に関係者と調整を図られたい。
2. 特に天井川においては堤防などの適切な維持管理に努められたい。
3. 実施段階において環境の専門家の意見を聴取するなど、重要種を始めとする生物種への配慮に漏れの無いように事業を進められたい。
4. 河川維持管理における地域住民・団体との連携を強化するなどの取り組みを進められたい。
5. 生物相調査について、今後の活用・公開を見据えて適切に蓄積されたい。
6. 水害履歴などのHPについて、住民がたどりつきやすい状態にするよう配慮されたい。またインターネットにアクセスしにくい人にも配慮されたい。